

## 東京都立青山高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

### 1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、からかいや集団での無視、嫌がらせなどのほか、暴力行為やインターネットを通じて行われ、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけにして不登校や、自らの命を絶とうとするなど深刻な状況へ発展する場合もある。いじめの問題への対応は学校として非常に大きな課題である。いじめは絶対に許されないという共通認識のもと、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止・早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「東京都立青山高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針」を定める。

### 2 いじめの定義と態様

#### (1) いじめの定義（第2条）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) いじめの態様

いじめの態様には、次のようなものが考えられる。

悪口を言う、落書き、物壊し、無視、影口、ぶつかる、小突く、命令する、脅す、性的辱め、メール等で誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等

### 3 いじめ防止の指導体制と組織的対応

(1) いじめの未然防止と、いじめの早期発見のために「いじめ防止委員会」を設置する。

①構成員 校長、副校長、生徒部主任、教務部主任、進路部主任、広報部主任、保健厚生部主任、各学年主任、その他とし、毎月「いじめ防止委員会」を開催する。

②取組内容 ア学校いじめ防止基本方針の作成 イ年間指導計画の作成 ウ研修会の企画立案 エアンケートの実施と結果報告 オ未然防止の取組 カ早期発見の取組 キ各クラスの状況報告等

(2) いじめを認知した場合は、校長はその解決に向けて「いじめ対策委員会」を設置する。

①構成員 校長、副校長、生徒部主任、教務部主任、進路部主任、保健厚生部主任、広報部主任、各学年主任 その他とする。

②取組内容 ア事実関係の正確な調査・把握と支援センターへの報告 イ被害者、加害者また全体に対して、具体的な指導方針を決定 ウ保護者と連携をとりながらいじめの解決指導 エ警察等関係機関と連携をとりながらいじめの解決指導 オ事態収束まで継続指導・経過観察等

#### 4 いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起りうるという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる。

- (1) 一人一人の個性を伸ばし、自信を持たせ、コミュニケーション能力を育む教育の充実を図る。
- (2) 特別活動、道徳教育を充実させ、規範意識を高め、集団での望ましい人間関係づくりを図る。
- (3) 定期的実施している面談や随時行う教育相談を充実させる。
- (4) 教科「情報」における情報モラルの充実を図る。
- (5) 保護者・地域に「東京都立青山高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針」等を周知し一層の連携を図る。

#### 5 いじめの早期発見

いじめを早期に発見するために、日頃の生徒の言動からいじめのサインを見逃さないようにするとともに、教育相談やアンケート等によって情報を収集する。

- (1) 生徒のサインからいじめを早期発見する。  
サインの例 遅刻欠席が多い 体調不良を訴える 表情が沈んでいる 口をききたがらない 無視される からかわれる 急によく保健室・トイレに行く 衣服が汚れている 体に傷やあざがある ぼつんと一人である 持ち物が隠される 落書きされる 必要以上のお金を持っている等
- (2) 教育相談を充実させていじめを早期発見する。  
定期的な面談以外に、日頃から自分から相談できる学校の雰囲気をつくる。
- (3) 家庭や生徒情報、地域情報からいじめを早期発見する。  
家庭と連携していじめのサインを観察したり、友人からの報告によって早期発見に務める。

#### 6 いじめに対する措置

- (1) いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、いじめの事実の有無を確認し、「いじめ対策委員会」を開催する。
- (2) いじめを受けた生徒には、学校全体で心配や不安を取り除き安心して教育を受けられるように支援する。
- (3) いじめを行った生徒には、いじめは決して許されないという毅然とした態度で、他人の心の痛みや苦しみを知ることができるように指導する。また、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。
- (4) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者に事実関係を丁寧に報告して、解決のために保護者と連携して対応する。
- (5) いじめにより心身や財産に重大な被害が生じるおそれがあるときや、犯罪行為と認められる場合は警察と連携して対応する。

## 7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、次に掲げる①②の場合をいう。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相等の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した場合、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。そして、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を提供するとともに、学校を所轄する学校経営支援センターを通して東京都教育委員会に報告をする。

## 8 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

